

○「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針」に基づき、
具体的かつ計画的な推進を図るための計画

○計画期間：平成27～32年度までの今後5年程度

○構成：「我が国が目指すべき姿」

5つの重点プロジェクト(施策群)

67の各分野別施策

→ 西アフリカのエボラ出血熱の感染拡大の際の反省に立ちつつ、
我が国が提唱してきた「人間の安全保障」を具体化

絶え間ない感染症の脅威
への挑戦

国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

・2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び

顧みられない熱帯病を制圧

・2030年までに乳幼児の予防可能な死亡を根絶

我が国が目指すべき姿

(1) 感染症危機時に様々な国際機関が連携し、迅速・効果的に対処できる仕組みが構築された国際社会

- 発生国における感染の検知、早期封じ込め・感染拡大の防止
- 発生国、ドナー国やWHO等国際機関がNGO等民間組織と協調しつつ、有機的に連携

(2) 途上国の保健システムが感染症危機にも対応できるように強化・整備された国際社会

- 感染症に適切に対応するための平時からの事前の取組 (Preparedness)
- 基礎的な保健医療サービスが脆弱な途上国に対し、保健システムの強化に資する積極的・具体的な貢献を推進

(3) 我が国の主導的な取組により感染症危機時に適切に対応できるアジア太平洋・アフリカ地域

- (1)の感染症危機時の対処の仕組みの構築や(2)の保健システムの強化について、
 - ・特にアジア太平洋地域で、我が国が主導的取組を推進
 - ・TICADVI等を通じて、アフリカ地域に貢献

(4) 国内の感染症対策に係る体制が強化された社会

※韓国におけるMERSの影響(経済損失予測:9兆3,373億ウォン(対GDP比0.61%))

→ 日本で同程度の経済損失が発生した場合には、粗い推計で、約3兆円のGDPの減少

- 保健医療サービス体制、感染症に係る検査・研究体制、人的基盤等の国内体制を確立

5つの重点プロジェクト(施策群)・67の各分野別施策の計画的かつ具体的な推進

G7議長国として、国際的な議論を主導するとともに、国際協力・国内対策を更に強化

各分野別施策等について

重点プロジェクトにおける施策のほか、国際協力及び国内対策について、基本方針に基づく各種施策の着実な推進を図り、国際社会への貢献及び国内の危機管理体制の強化を図る。

中南米で感染拡大しているジカウイルス感染症について、関係省庁対策会議等を通じ、今後の状況に応じた適切な対策を関係省庁が連携して迅速に講じていく。

国際協力の推進

- ▶ WHOへの支援を通じた、①国際保健規則(IHR)の履行確保・強化のための支援、②GOARNの基盤強化に資する派遣前トレーニングの実施体制・連絡体制の強化
- ▶ 国際通貨基金(IMF)の大規模災害抑止・救済基金による取組への貢献の推進
- ▶ UNDP、UNICEF、UNFPA等の実施機関との協力・政策対話
- ▶ 相手国の状況に応じた技術協力・有償資金協力・無償資金協力の有機的な組み合わせによる、保健システム強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進
- ▶ 各国の保健システム強化策の実施段階に応じた分野ごとの専門家の派遣
- ▶ グローバルファンドをはじめとした国際機関等や他のドナーとの連携を通じた、開発途上国の保健システム強化の推進。
- ▶ 日本と世銀とのUHC研究の成果を踏まえた世銀の日本信託基金を通じたUHCに資する活動への支援の推進
- ▶ 感染症発生後の緊急支援・保健システムの回復支援のための緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、国際機関への資金・物資の供与や、専門家人材の派遣等人的支援 等

国内対策の推進

- ▶ 国立感染症研究所のBSL4施設について、厳格な管理体制の確立、安全で開かれた施設運営のため、連絡協議会の開催による積極的な情報開示、地域とのコミュニケーションの推進
- ▶ 我が国におけるBSL4施設の在り方の更なる検討(更なるBSL4施設の整備の必要性や各施設の機能分担等)
- ▶ 感染症危機管理専門家養成プログラム(IDES)・国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース(FETP-J)による人材育成の推進
- ▶ メディア・ソーシャルネットワーキングサービスを活用した国内の感染症情報の国民への情報提供の推進
- ▶ 検疫所等の関係機関の訓練等の実施による対処能力の向上
- ▶ ウィルス性出血熱に対する行政機関等における対応指針の整備
- ▶ 海外安全ホームページで感染症に関する危険・広域・スポット情報の発出等による在外邦人への適時適切な情報提供及び注意喚起の徹底
- ▶ 在外邦人感染時の在外公館による支援体制の整備、第三国又は我が国への緊急搬送の実施 等

基本計画に基づく施策のフォローアップ

- 基本計画に基づく施策について、「国際的に脅威となる感染症対策推進チーム」において、毎年度、進捗状況のフォローアップを行い、その結果を踏まえ、基本計画の改定等必要な措置を講ずる。